

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は株主重視の経営を行うために、法令遵守はもとより経営の健全性、透明性を高め、経営環境の変化に迅速に対応できる組織を運営し、事業の拡大、企業価値を高めていくことを重要課題としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの「基本原則」を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ガーデンビル	1,938,960	13.37
ハンズマン社員持株会	1,480,742	10.21
野村信託銀行株式会社	893,000	6.16
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	743,100	5.12
株式会社宮崎銀行	701,000	4.83
大園 誠司	420,870	2.90
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,000	2.23
日本マスタートラスト信託銀行(従業員持株ESOP信託口)	307,800	2.12
株式会社ライフ建築設計事務所	300,000	2.06
NOMURA SINGAPORE LIMITED CUSTOMER SEGREGATED A/C FJ - 1309	287,500	1.98

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
土持 寿翁	他の会社の出身者											
加納 昭	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土持 寿翁	○	_____	会社の経営トップとしての識見を経営方針・判断に活かし、取締役の職務の執行状況および法令・定款遵守を確保するために選任しております。 また、一般株主と利益相反の恐れがないことから独立役員に指定しております。
加納 昭	○	_____	会社の元経営トップとしての識見を経営方針・判断に生かし、取締役の職務の執行状況および法令・定款遵守を確保するために選任しております。 また、一般株主と利益相反の恐れがないことから独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

四半期ごとの金融商品取引法の規定に基づく監査時に監査役と監査法人（有限責任監査法人トーマツ）との意見・情報交換を行い、第2四半期および期末監査時には監査法人の監査終了後、監査役、代表取締役、担当取締役、監査法人との間で監査結果についての確認・意見交換を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
島津 久友	他の会社の出身者													
永野 修一郎	その他													
曾木 重和	他の会社の出身者													
塩月 光夫	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
島津 久友	○	——	現に他の会社で代表取締役として経営に参画し、その経験と識見が当社の経営監督等に十分な役割を果たせると判断し、当社の経営の健全性、企業価値の拡大を図るために選任しております。 また、一般株主と利益相反の恐れがないことから独立役員に指定しております。

永野 修一郎	○	司法書士登録 司法書士事務所代表	現に司法書士事務所を開設し、その専門知識と豊富な経験で当社の経営を監督し、その役割を十分果たすことによって、当社経営の健全性と企業価値の拡大を図るために選任しております。 また、一般株主と利益相反の恐れがないことから独立役員に指定しております。
曾木 重和	○	——	複数の会社を経験され、それぞれの会社で広められた見識、経験が当社の経営監督等に十分な役割を果たせると判断し、当社の経営の健全性、企業価値の拡大を図るために選任しております。 また、一般株主と利益相反の恐れがないことから独立役員に指定しております。
塩月 光夫	○	——	複数の会社で代表取締役として経営に参画され、その経験と識見が当社の経営監督等に十分な役割を果たせると判断し、当社の経営の健全性、企業価値の拡大を図るために選任しております。 また、一般の株主と利益相反の恐れがないことから独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	6 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

業績を反映した役員報酬としているため、その他のインセンティブ付与は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2020年6月期の役員の報酬等の総額は、取締役報酬が7名177百万円(うち社外取締役1名 1百万円)、監査役報酬が4名 13百万円(監査役全員が社外監査役。)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

補佐する専門部署はありませんが、各社外役員の職務の必要に応じ、適切な要員をサポート役として付けるようにしております。各社外役員への情報提供は取締役会等で判断する上で事前情報が必要と思われるものについては事前送付し、ほか毎週開催の月曜会、他会議体資料については各社外役員ごとにファイル保管し、来社の際にすぐ確認が出来るようにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行

(イ) 取締役会

取締役会は経営意思の決定機関として、取締役8名(うち2名は社外取締役で独立役員に指定)で構成され、法令および定款で定められた事項、ならびに重要な政策に関し議論を行い、決議を行っております。

取締役会は3か月ごとに開く定例会と必要に応じて開く臨時取締役会があり、業務執行のチェックと重要事項の決定を行っております。定例、臨時いずれの取締役会にも監査役が出席し、必ず発言の機会を設け、取締役の職務の執行状況を監査しております。

(ロ) その他の会議体

当社は業務執行のチェック機能と迅速な執行体制をとるために、毎週月曜日開催の業務執行確認会議(月曜会)および月1回の経営会議を開催しております。月曜会の構成メンバーは常勤の取締役及び各部の部長以上の役職者であり、常勤監査役も出席しております。経営会議のメンバーは月曜会の構成メンバーに非常勤の取締役、監査役も加わります。

2. 監査・監督の方法

(イ) 監査役会

監査役会は監査役4名(常勤監査役を含め4名全員が社外監査役であり、独立役員に指定しております。)で構成され、3か月ごとに開く定例会と必要に応じて開く臨時監査役会があります。

各監査役は、監査役会規則および監査役監査規程に基づき監査役会で監査方針を定め、取締役会およびその他の会議体への出席、重要な決裁書類閲覧、各店舗および本部の業務執行や財産の状況の調査を行い、取締役の業務執行状況を監査しております。

(ロ) 内部監査

内部監査は内部監査室長(代表取締役社長の兼務)と各取締役、専従者1名で構成され、内部監査室長が各取締役に自部門以外の監査を命じ、通達に基づく会社方針に沿った適正、効率的な業務運営がなされているかのチェックとコンプライアンスの遵守を定期的に監査しております。

(ハ) 会計監査人

当社の会計監査人は有限責任監査法人トーマツであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、事業に精通した取締役6名と社外取締役2名の計8名で構成され、経営の最高意思決定機関として重要事項を決定しております。監査役会は4名で構成されており、全監査役が社外監査役で、取締役の業務執行の監査を行っております。

当社は、経営の意思決定、執行及び監督に係る経営管理体制、リスク管理、コンプライアンスの徹底及び内部統制の強化を図るため、現行の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	
その他	定時株主総会の場合が株主の皆様への直接説明、対話ができる唯一の機会と捉え、毎株主総会終了後には「将来の展望」と題し、事業計画等の講演を実施し、株主総会への出席を促し、対話に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(中間・期末)アナリスト、機関投資家向け決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、月次売上高の状況、その他適時開示情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員:代表取締役社長 IR担当部署:経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	決算情報、月次売上高の状況、その他適時開示情報をT Dnetで開示された後、速やかに当社ホームページにも掲載しております。
その他	当社従業員および取引先の方々に、当社の現状及び将来計画(中・長期事業計画)等の説明の機会を設け、互いに意見交換をおこなっております。 また、株主及び投資家等を含めステークホルダーの皆様へ、当社の現状及び将来計画等をご理解いただくために月次売上高情報を掲載するなどホームページの更新頻度を高め、内容の充実に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の企業理念は「お客様第一主義」であり、ホームセンター事業を通して、「住まいと暮らしに関するお客様の要望をすべて満たす」ことを経営の基本方針としております。また、この使命を果たしお客様に喜ばれることが当社の安定的な成長を実現し、株主、お取引先、従業員を含むすべてのステークホルダーに喜ばれる企業価値の向上に資すると確信しております。

以上の企業理念のもと、当社取締役会は内部統制システムの基本方針について以下のように定めております。

「内部統制システムの構築の基本方針」

1. 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業の存続・発展の為に法令及び定款遵守が責務であることを認識し、これを活動の規範とし、各部が主体となって各研修会で法令、定款及び社内諸規程研修を実施することとする。遵守状況の点検は、社長直轄の内部監査室が定期的に行う内部監査にて法令、定款及び社内諸規程に沿った適正、効率的な業務運営がなされているかの状況を監査し、その結果については社長、監査役及び関係部署へ報告する。業務運営上疑義が生じた場合には、顧問弁護士、顧問司法書士に相談・確認を行い、法令及び定款の遵守を優先し判断することとする。また、取締役及び監査役は定期的に店舗を巡回し、直接売場担当者からヒアリングを行い、営業現場の情報収集に努め、問題点や疑義のある事項については速やかに内部監査室長及び監査役会に報告することとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、意思決定機関としての取締役会及び経営会議の各会議体の議事録、職務権限規程に基づき決裁した稟議書及び職務遂行上の文書等はその内容を適正に記録し、法令及び社内「文書管理規程」に基づき総務部が一括して定められた期間保存する。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、損失の危険の予防策として部署ごとに部署特有のリスクを想定し、各規程を設け、必要に応じ業務通達を発信し、規程および業務通達の遵守と確認を内部監査室が担当し、遵守の徹底と予防を図ることとする。また、新たに想定される業務上のリスクについては毎週開催の業務執行確認会議(月曜会)、その他突発的リスクについては月曜会メンバーを臨時招集し方針及び施策の検討を早急に行い、対策を実行することとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、中長期ビジョンを掲げ当社の目指す方向を明示し、中期経営計画、単年度事業計画を策定し、取締役及び全従業員に周知徹底するとともに、経営計画の進捗状況及び課題確認の会議体として、業務執行確認会議(月曜会:毎週開催)と経営会議(月1回開催)を開催し、業務執行状況の確認と課題の解決方針を決定・確認し、職務執行の迅速化と効率化を図ることとする。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を、監査役の要請に基づき業務補助を行うに必要な知識・能力を有することを確認し、監査役の同意を得たうえで人選し、その必要な期間だけ業務補助者を配置することとする。

6. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項の使用人の監査役の職務を補助すべき期間の指揮命令権は監査役の専権事項とし、取締役の指揮命令は受けないこととする。監査役の業務補助者が補助を行った期間の業務遂行能力等は監査役からフィードバックを受け、考課及び異動については、監査役の意見・同意を得ることとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人が、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び法令・定款違反に抵触又は抵触する恐れのある事項を認知した場合は、社長への報告と同時に監査役へも報告するものとする。

監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止し、社内において周知徹底する。

当社は、監査役と内部監査室との相互連絡体制構築は勿論のこと、監査役が会計監査人の会計監査等の報告を聞く機会及び意見を求める機会を作り、会計監査人との緊密な関係構築にも努めるものとする。

8. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を確認するため取締役会のほか、経営会議、月曜会の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、業務通達、その他重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることとする。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務を執行するために生ずる費用等の支払のため毎年一定額の予算を設けることとする。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い内部統制の構築、評価および報告に関し適切な運営を図ることとし、内部統制委員会が継続的に評価方法の見直しを行い、内部統制の再構築に努め、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとする。

当社は、今後とも内外の環境の変化に応じ、一層充実した内部統制システムを整備すべく努めてまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力への対処については、警察等外部機関と緊密に連携し情報収集を行うとともに、従業員教育を定期的に行い、反社会的勢力の威嚇に屈しない、関係を持たないことを徹底させ、反社会的勢力排除の体制の整備に努めるものとする。

1. 買収防衛策の導入の有無

該当項目に関する補足説明

法令遵守はもとより経営の健全性、透明性を高めるために、今よりもましてIR活動の充実に注力してまいります。

